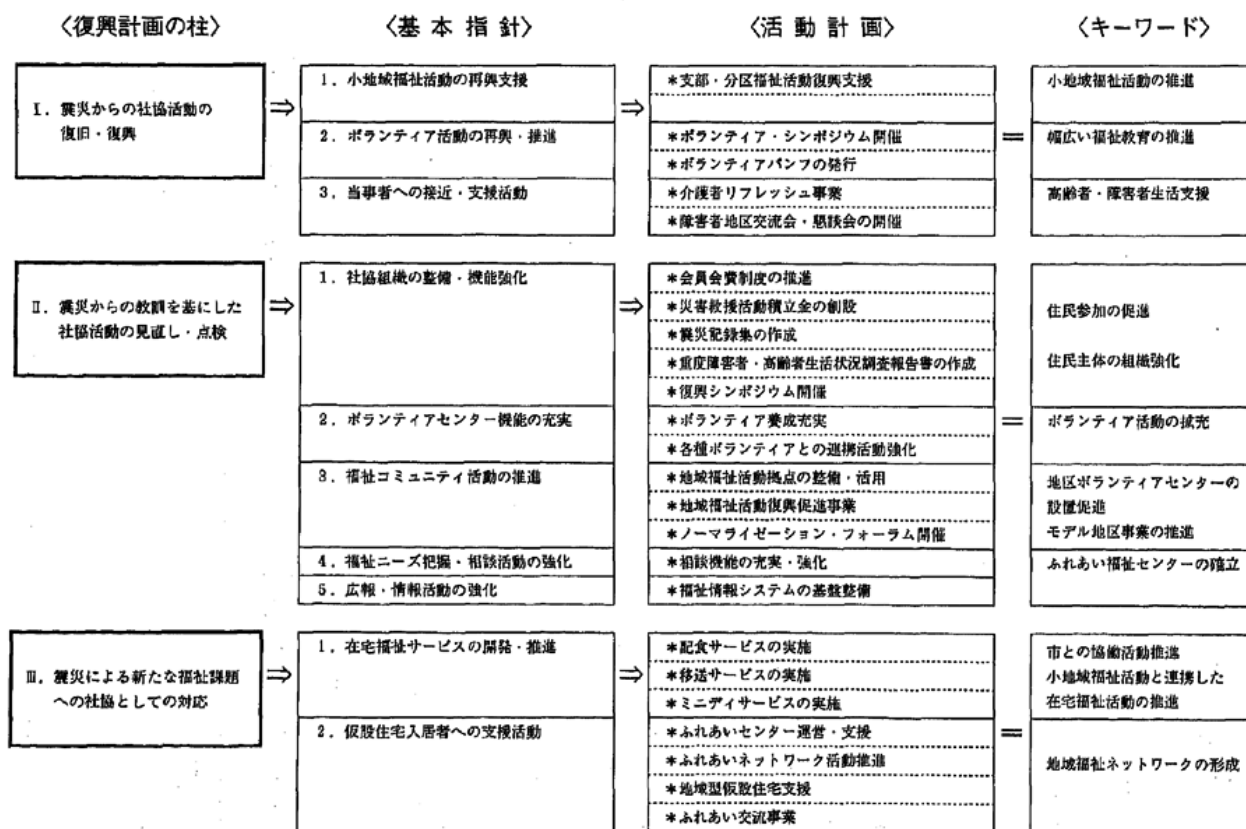
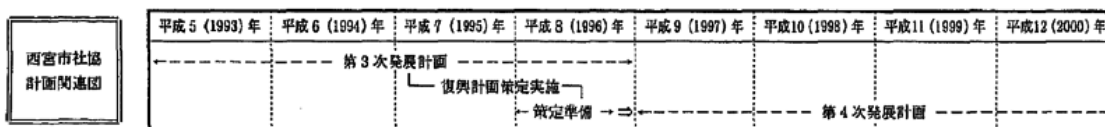


西宮市社会福祉協議会

これまで、西宮市社協では、第1次・2次・3次と年次的に発展計画を策定し、住民参加による福祉のまちづくりをすすめてきた。そして、これらの発展計画に一貫していることは、生活上に問題を抱える当事者を中心に据え、地域で支える福祉コミュニティを構築することであった。

大震災発生後約半年間の審議を経て「西宮市社協復興計画」が策定された。計画は3つの柱から構成されており、1)『震災からの社協活動の復旧・復興』〔震災によって発展計画の進捗状況に、どのような具体的問題点が生じたかを見直し、発展計画がめざしていた諸活動の復旧・復興のためのもの〕 2)『震災からの教訓を基にした社協活動の見直し・点検』〔震災を教訓として、震災から学んだものを社協の本来業務・活動のなかに生かしていくためのもの〕 3)『震災による新たな福祉課題への社協としての対応』〔震災によって生じた新たな課題を、社協が担う部分の整理を行いそれに対応するためのもの〕となっている。以後、この計画に基づいて西宮市社協の復興活動はすすめられていくことになる。なかでもとくに、被災者の多数が居住する仮設住宅地域への支援と、多くの震災課題を抱え或いは壊滅的な打撃を受けた地域における地域社協（西宮市の場合は、支部・分区と称している）の再生・復興が重要な課題となった。

復興計画の体系図



1. 仮設住宅地域への支援活動

震災後1年以上経過した現在（H. 8. 4. 30）でも市内に4,740世帯、市外に488世帯、計5,228世帯が今だに仮設住宅で居住されている。当初から高齢者が多数入居していたが、家族のみが仮設住宅を出て高齢者だけが残るといったケースもみられる。孤独死等の事故も起こっており、高齢者だけでなく中高年の健康不安者への安否確認・見守り活動が大きな課題となっていた。さらに、時間の経過とともに移動（転出・転入）が激しくなり、入居者同士の人間関係の軋轢が生じたりもしている。また、高齢者の体力の低下がみられる一方、精神不安定、アルコール依存症といった困難ケースも増えている。

仮設住宅に入居が始まった当初、一番困ったことは正確な情報がないということであった。まさに、震災直後と同じような状況が再現された訳である。そこで、幾つかの地区において、民生児童委員や社協役員を中心として、先駆的に全世帯状況調査の取り組みが始まった。ドシャ降りの雨の中、あるいは真夏日の中で一軒一軒訪問して、家族構成や元住所、生活上の困りごとなどを聞き取り調査してもらった。

基本的に、仮設住宅に居住する人々がその地域に自然に溶け込みやすいように地域が受け入れ体制を準備する、言い換えれば、一日でも早く地域になれ親んでもらう、少しでも生活を送りやすくしてもらう、孤独に陥らないようにする、短期間でもこの地域に住んでよかったと思ってもらう、さらにいろいろな問題を持つ高齢者や障害者の方にはできる限り生活支援を行うといったことを、それぞれの地域住民が思い、願って、本当にさまざまな活動に取り組んでもらった。その活動過程を振り返ると、数多くの困難に出会いながらのまさに奮闘といえる地域住民の人々による活動であり、その姿勢に“共に生きる”、“福祉コミュニティづくり”を実践する地域福祉活動の原点を改めて見た思いがする。

社協としては、まず従来からの地域組織である支部・分区が中心となり民生児童委員、近隣自治会等の協力を得て、市内の大規模仮設住宅設置地域に8か所設置されたふれあいセンターの運営支援を行うことになった。市内の各地域から集まってきた入居者のコミュニティ形成、また高齢者・障害者への訪問等支援活動の拠点として、さまざまな取り組みが地域ごとに工夫を凝らしてすすめられた。また、ふれあいバザーや青空市などのイベント時には市内、市外を問わず多くのボランティア、社協の応援を受けることができた。なかでも、仮設住宅を少しでも便利に住みやすくするために、県社協ボランティアセンターを通して県下の大工ボランティアの協力を得ることができ、手すり・柵の設置、踏み台・下駄箱製作、スロープ補強などの住宅改造の取り組みは、高齢者や障害者の人々からとても喜ばれた。

一方、さまざまな関係機関・団体が仮設住宅に関わっており、活動、情報が未整理なまま行われていた。実際に、「いろんな人がやって来て同じ質問をして帰るが、その後はなにもしてくれない」といった苦情も高齢者等から聞かれた。そこで、いろんな分野の関係者が会して情報交換を行い、できるだけ連携して効果的に訪問・支援活動を展開するために、“西宮ふれあいネットワーク”が設置され、その事務局を社協が担って現在に至っている。

2. 支部分区の復興促進

支部・分区では、地域性を活かしたさまざまな福祉活動（訪問・見守り、食事サービス、広報活動など）が行われており、それぞれで独自に年次計画をたて福祉活動を進めてきた。第2次発展計画（平成1年～4年度）で、はじめてすべての支部・分区においても、自己点検に基づいた独自の発展計画が作成され、公私協働による福祉コミュニティの実現をめざした第3次発展計画（平成5年～8年度）では、「基本活動強化」「住民参加による福祉のまちづくり」「当事者を地域で見守り、支える活動」「住民主体の組織を確立」「福祉活動の財源確保」の5つを柱とする110項目におよぶ詳細な地区活動点検とていねいな計画づくりが行われ、計画実現に向けて活動がすすめられてきたところである。

今回の震災では、地域の被災状況の違いこそあれ活動拠点、備品等に損傷を受けたほか役員、福祉委員など活動者自身も大きな被害を受けているため、地域の諸活動推進に多大な影響が出ている。早急な復旧・復興を図るために、市社協としては、地域の現状把握（人的・物的）に努め、地域と地区担当職員が密に連携し、地域活動再興に役立つ各種情報の提供、活動マニュアルの提示、具体的な支援メニューの作成などを通して、地域活動の再興を促進していくこととした。

具体的推進方策として、まず『地域福祉活動復興促進モデル事業』に取りかかり、次に震災前からの課題であった『地区ボランティアセンター設置促進事業』の取り組みを開始した。社協支部・分区の地域福祉活動の速やかな再生・復興をめざして、近隣の見守り・助け合い活動や新たな福祉課題に対応するための必要な諸活動を推進することによって、福祉コミュニティを形成していくことをねらいとする『地域福祉活動復興促進モデル事業』は、平成7年度と8年度の2年間を指定期間として実施している。モデル地区には「社協（支部・分区）組織・活動推進モデル地区」（3地区指定）と「仮設住宅支援活動モデル地区」（6地区指定）の2種類を設けて推進している。

とくに地域組織の復興促進については、（1）地域福祉活動者の養成・発掘（2）要援護者の生活状況調査（福祉ニーズの把握）（3）要援護者の見守り・訪問活動（4）地域住民の交流活動の4つを必須事業とし、選択事業として（1）家事援助サービス等のボランティア派遣（要援護者生活支援ネットワーク形成）（2）ボランティア活動の組織化（地区ボランティアセンター設置）（3）地

区内他団体との協働活動の推進（4）活動推進関係者会議の開催を上げている。

また、モデル地区への地域福祉活動の効果的な推進並びにその実行力を高めるために、市社協としての役割・活動を事業として明確に位置付け、全指定支部・分区の総合的な推進を図るを目的として、『地域福祉活動復興促進モデル地区支援事業』も併せて実施している。

一方、地区ボランティアセンター設置推進事業は平成8年3月から取組みが始まり、それまで1支部のみに設置されていたが、拠点・人材確保等が進み今年度中に7～10地区程度が開設を予定している。今後の支部分区活動の飛躍的な充実が期待される。

3. 今後に向けて

仮設住宅地域においては、いろいろな問題をいまも抱えている。地域によっては、住民層がまちまち、転出入が激しい、寄り合い世帯、連帯意識が芽生えにくいといった理由でコミュニティ形成が困難で、自治会が結成できない、また運営がスムーズにいかない、人材が確保できないといった状況が見られる。今後は、よりその特性が際立つものと考えられる。今後、社協としては、前述の「地区ボランティアセンター」や8年度からモデル的に開始する「配食サービス」の取組みを通して、震災体験から学んだことを糧としつつ、だれもが住みやすいまちづくりをめざして小地域福祉活動の推進にあらためて取り組んでいきたい。

事業概要表

	事業名	事業概要	8年度への課題・展望
	仮設入居高齢者リフレッシュ事業	県社協との共催で、高齢者及び介護者を温泉地に招待し一泊事業を実施。参加、ひとり暮らし高齢者30名。	小規模仮設住宅に居住するひとり暮らし高齢者招待事業を実施。
交流 促進 事業	地域福祉活動復興促進モデル地区指定事業（1）	仮設住宅支援活動モデル地区として6分区を指定。高齢者を対象とした昼食交流、入居者全体を対象としたもちつき大会、花見会、懇談会、地域清掃、ふれあいコンサート、小・中学生による訪問活動、ふれあいバザーなどを実施。	継続実施（H. 8年度で終了）
	仮設住宅入居者交流会	西宮ボランティア連絡会の活動として、人形劇・お茶のつどい等を実施。参加者110名。	各地区での実施
	ミニデイサービス事業	高齢者・障害者を対象に仲間づくり、心身機能の維持向上を図るために、ふれあいセンターの協力を得て実施。月1回。	継続実施。
生活 支援 事業	仮設住宅改良活動	県下の大工ボランティア（3町で36人）の協力を得て実施。踏み台・下駄箱製作、手すり・柵設置、スロープ補強などを高齢者・障害者21世帯に実施。	
	地域福祉活動復興促進モデル地区指定事業（2）	6モデル地区において、電話による安否確認、福祉相談活動、訪問活動、福祉マップ作成などを実施。	継続実施（H8年度で終了）
	地区ボランティアセンター設置推進事業	支部・分区を単位として、要援護者への見守り、相談、家事援助のためのボランティア派遣を地域内のたすけあい活動としてより機能的・組織的に推進することを目的として取り組みを開始。	H. 8年度は10地区程度で開設予定。
V コー ディ ネー ト	生活支援ボランティア派遣	高齢者・障害者世帯を対象に、ボランティアを派遣。活動内容としては、通院・外出介助、話し相手、荷物の移動と整理、掃除・洗濯、買物、散歩付添い、ガイドヘルプ、留守番等。	継続実施。
専門 機関 連携	ふれあいネットワーク	警察、消防、保健・福祉行政、仮設対策室、福祉施設、民児協、社協で構成。 月1回開催の定例会で情報交換、連絡調整、処遇困難ケース（精神障害、アルコール依存等）検討等を実施。	継続実施。地域単位の開催も実施。

事業	ふれあいセンター連絡 会議の開催	各ふれあいセンターの運営委員に呼び掛け、より円滑な運営をめざして 情報・意見交換等を行う。2回実施。	継続実施。
----	---------------------	---	-------

ふれあいセンター状況

(1996. 4. 1現在)

地区名	仮設 数	開所月日	開設日数 (週)	開設時間	運営委員の構成	主な事業内容	社協の関わり
瓦林	114 戸	H. 7. 8. 16	月・水・ 木・金	9時～17時	社協、既存自治会 民児協、地域団体 仮設入居者代表	茶話会、食事会、交 流事業、 ふれあいバス旅行な ど	[春風分区] 運営委員会及び 事業実施支援、 連絡調整
枝川 (A・Bとも)	778 戸	7. 8. 27	月・水・金	10時～16時	社協、既存自治会 民児協、仮設入居者代表 保健所、警察署	ふれあい体操、茶話 会、趣味の会、交流 会、季節行事など	[鳴尾支部浜・ 東甲子園分区] 運営委員会及び 事業実施支援、 連絡調整
名塩	426 戸	7. 9. 10	毎日	10時～17時	社協、既存自治会 民児協、仮設入居者代表	カラオケ、茶話会 趣味の会、リズム体 操、季節行事、バス 旅行など	[名塩分区] 運営委員会及び 事業実施支援、 連絡調整
鳴尾浜	418 戸	7. 9. 16	月・水・金	10時～16時	社協、既存自治会 民児協、仮設入居者代表 保健所、警察署	趣味の会、茶話会 ふれあい体操、交流 会 季節行事、カラオケ など	[鳴尾支部高須 分区] 運営委員会及び 事業実施支援、 連絡調整
西宮浜	400 戸	7. 9. 24	月・水・金	10時～16時	社協、既存自治会 民児協、仮設入居者代表	カラオケ、編み物教 室、健康体操、季節 行事、交流会など	[浜脇分区] 運営委員会及び 事業実施支援、 連絡調整
河原町	264 戸	7. 10. 18	月・水・金	10時～16時	社協、民児協、 仮設入居者代表	ふれあい喫茶、ふれ あい昼食、カラオ ケ、ミニデイサービ スなど	[広田分区] 運営委員会及び 事業実施支援、 連絡調整
高須町	103 戸	8. 1. 29	月・水・金	10時～16時	社協、既存自治会 民児協、仮設入居者代表 保健所、警察署	茶話会、趣味の会、 ふれあい体操、交流 会、季節行事など	[鳴尾支部高須 分区] 運営委員会及び 事業実施支援、 連絡調整

ふれあいセンター全体にかかわる成果と課題

【成 果】 地域住民が運営に参画することによって、地域との交流を深めると共に、入居者同士のふれあいを高め、心身のケア、自立促	【課 題】 リーダー的人材が退去し、運営に支障が出る。自治会がまとまらず行事等への参加も少ない、センター運営参画が消極的、利用
---	--

進に役立った。高齢者等へのボランティア活動の拠点としても活用された。者の固定化などの問題が起こっている。

(c)1997神戸市社会福祉協議会, 兵庫県社会福祉協議会阪神・淡路大震災社会福祉復興本部 (デジタル化：神戸大学附属図書館)